

長野県信用保証協会 役員（理事）募集要項

1 趣 旨

長野県信用保証協会（以下「協会」という。）は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るため、信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）の規定に基づき、中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けるについてその貸付金等の債務を保証することを主たる業務としています。

協会の経営・労務管理全般を行う理事を選任するに当たり、業務の公正性及び透明性を確保するため、協会定款第 11 条の規定により任命権を持つ長野県知事が公募を実施します。

2 募集内容

役員（理事） 1 名

3 職務内容

- ・協会の経営・労務管理全般
- ・国、長野県、市町村、商工団体、金融機関など関係機関との協議・調整
- ・協会の公共性と社会的責任の維持・推進及びコンプライアンス経営に関する業務全般

※協会理事の互選の結果、会長に就任する場合にあっては、当協会を代表し、業務運営を総括する職務を行うこととなります。

なお、協会の業務全般については、協会ホームページ <https://www.nagano-cgc.or.jp> をご覧ください。

4 任 期

就任日 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まで

※定款上の任期は 3 年です。今期は前任者の残任期間となりますが、再任も可能です。

5 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤 務 地：協会本店（所在地：長野市大字南長野県町 597-5）
- ・勤務時間：平日勤務（8 時 45 分～17 時 15 分）
- ・給 与：協会規程に基づき、報酬並びに期末手当及び通勤手当を支給します。

6 応募資格

- (1) 企業又は公共団体等において、5 年以上、管理職として組織のマネジメントを行った経験を有すること
- (2) 長野県内の経済、産業、金融事情について知識を有すること
- (3) 理事として協会経営に専念できること
- (4) 信用保証を利用していない者又は信用保証を活用している金融機関の在職経験がある場合は離職後 5 年以上の者等、保証協会との利害関係を有しない又は有する見込みのない者であること
- (5) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (6) 禁固以上の刑に処せられ、その執行中の者又はその執行を猶予されている者でないこと
- (7) 暴力団、暴力団員、その他これに準ずる者に該当しない者
- (8) 勤務に支障のない健康状態であること

7 申込方法等

(1) 申込書の入手方法

採用選考申込書は、県のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/happyou/240123press.html>

(2) 申込方法

採用選考希望者は、次の書類を提出（持参又は郵送）してください。

〔 提出先：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県産業労働部経営・創業支援課 TEL 026(235)7200 〕

① 採用選考申込書（別紙様式）

・ 3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真を貼付してください。

② 小論文：テーマ『長野県産業の振興と中小企業支援について考えていること』

・ 様式は自由とし、A4版で1,000字程度としてください。

③ 返信用封筒（長形3号にあて先及び氏名を明記し、84円切手を貼付したもの）

(3) 申込受付期間

令和6年1月23日（火）から令和6年2月6日（火）まで【**必着**】とします。

8 選考方法

(1) 一次選考（書類審査）

・「採用選考申込書」及び「小論文」により審査します。

(2) 二次選考（面接審査：一次選考合格者に対して実施します。）

・令和6年3月1日（金）に実施予定です。

※面接時間、会場等詳細については、別途一次選考合格者に通知します。

9 その他

提出いただいた書類等の個人情報につきましては、選考の目的のみに使用します。なお、提出書類等は返却できません。

【問い合わせ先】 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県産業労働部経営・創業支援課金融支援係
電話 026(235)7200 FAX 026(235)7496
電子メール keieishien@pref.nagano.lg.jp